

「第五次 人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の概要

第1章 基本的な考え方

1 行動プラン策定の経緯

2022(令和4)年5月に制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」に基づいて、行動プランを策定

2 計画の期間

2024(令和6)年度～2027(令和9)年度までの4か年

第2章 人権施策の推進

I 人権啓発および人権教育の推進

(1)人権啓発

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 事業者等への啓発活動の推進
- 4 啓発活動を担う人材の養成

(2)人権教育

- 1 就学前における豊かな人間性の育成
- 2 学校教育における人権教育の推進
- 3 社会教育における人権教育の推進
- 4 事業者・民間団体における人権教育の推進
- 5 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1)相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談体制の強化
- 3 相談機関等相互の協働・連携の強化

(2)紛争解決に向けた取組の充実

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 紛争解決体制の適切な運営
- 3 人権侵害への対応に関する啓発と広報

III 課題別施策の推進 ※裏面記載

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自らの課題と認識
- ・対話による相互理解と相談者への寄り添った対応

2 県民、事業者等と協働したまちづくり

- ・多様な主体による人権尊重のまちづくり
- ・SDGsの理念をふまえた人権施策の推進
- ・ビジネスと人権の認識を深めた事業活動の促進

3 計画の推進と進捗管理

- (1) 推進体制
 - ① 県組織における推進体制
 - ② 「三重県人権・同和行政連絡協議会」や「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携体制
- (2) 進捗管理 年次報告としてとりまとめ県議会に報告し、ホームページ等において公表

III 課題別施策の推進

部落差別(同和問題)

- 1 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進
- 2 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- 3 部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 4 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進
- 5 インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応

子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり
- 3 児童虐待防止と啓発活動の充実
- 4 いじめ防止対策の推進

女性

- 1 男女共同参画を推進するための基盤の整備
- 2 働く場におけるジェンダー平等が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 3 暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援

障がい者

- 1 障がい者の権利擁護の推進
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 3 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり
- 4 精神障がい者の地域生活の支援
- 5 特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障

高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

患者等

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 患者への支援体制の充実

犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

インターネットによる人権侵害

- 1 インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進
- 2 インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進
- 3 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

性的指向・性自認

- 1 L G B T Q等の当事者支援等の推進
- 2 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備
- 3 性の多様性に関する啓発・教育の推進

ひきこもり

- 1 ひきこもりに関する情報発信・普及啓発
- 2 当事者や家族に寄り添った支援の充実
- 3 社会参加と多様な担い手の育成・確保

あらゆる人権課題の解消に向けて(アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

- 1 あらゆる人権課題の現状把握
- 2 あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進